主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人本人および弁護人森美樹がおのおの提出した控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、順次つぎのように判断する。 弁護人の論旨第一点訴訟手続の法令違反の主張について

〈要旨〉しかしながら、特別弁護人の選任を許可するかしないかは、裁判所の裁量 によるものであつて、いかに道路</要旨>交通法違反事件が特殊な事件であるからと いつて、被告人から特別弁護人の選任許可申請があつた場合、特段の理由がない限 りこれを許可するを妥当とするものとはいえない。また、特別弁護人選任許可申請は、当然予備的に国選弁護人選任申請を含むものとは解されないから、裁判所が被 告人の特別弁護人選任許可申請を却下したことにより、当然に刑事訴訟法第三六条 による国選弁護人を附すべき義務を負うに至るものではない。記録を調査すると、 本件は、いわゆる必要的弁護事件でないばかりでなく、特に国選弁護人を附すべき 事由があるとも認められないものであつて、原裁判所は、被告人の特別弁護人選任 許可申請を却下して、弁護人のないままで本件の審理を進めているが、被告人の防禦権の行使には充分に配慮しているのであつて、被告人に証人対する反対尋問の機会を充分に与え、かつ、被告人に充分に陳述の機会をも与えており、被告人は、冒 頭の定質問や被告事件に対する陳述の段階では、初の起訴の分についても、追起訴 の分についても、つねに黙秘し、検察官申請の証人三名中二名については、充分に 反対尋問を行ない、その余の一名については、反対尋問の機会を与えられながら、 黙してこれを行なわず、その後、検察官申請の証拠書類については、証拠とするこ とに同意し、裁判所の被告人質問(公訴事実に関しないもの)には答え、最終陳述 にあたつては、右三証人の供述には不満であり、自己はあくまで無罪である旨述べていることが認められるのであつて、所論のように、原裁判所が、被告人の弁護人依頼権を剥奪し、弁護人を附すべきであるのにこれを附せず、あるいは、防禦権の行使について配慮しないで被告人を一方的に不利な立場に置き、不公平な裁判をし たとみるべき事由はない。

原審の訴訟手続には、所論のような法令違反は、存しない。論旨は、理由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 吉田作穂 判事 堀義次 判事 金子仙太郎)